

とりぎんバードスタジアム大型映像装置等事業選定検討委員会設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、プロポーザル方式によるとりぎんバードスタジアム大型映像装置等の工事の設計・施工者（以下「施工者」という。）の選定を厳正かつ公平に行うため、とりぎんバードスタジアム大型映像装置等事業選定検討委員会（以下「委員会」という。）に関して必要な事項を定めるものとする。

(委員会の開催)

第2条 当該委員会は、工事等の発注に基づき、随時執行するものとする。

(業務)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる事項を調査審議したうえで、当該業務にふさわしい施工者を選定するものとする。

- 2 プロポーザル提出者の選出基準及び評価基準
- 3 プロポーザルの評価及び随意契約交渉候補者の選定
- 4 その他必要と認められるもの

(委員)

第4条 委員会は、学識経験者ほか計6名により構成するものとする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により決定する。

- 2 委員長は、委員会を代表して、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員会の議長は委員長をもって充てる。
- 3 委員会は、委員の過半数の出席によって成立する。
- 4 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(守秘義務)

第8条 委員会の委員は、その職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(事務局)

第9条 委員会の庶務を行わせるために、事務局を教育委員会体育課に置くものとする。

(その他)

第10条 この要綱で定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員会が別途定める。

附 則

この要綱は、平成24年3月9日から施行する。